

これだけは知っておきたい「労働基準法」の基本と常識【改訂版】
これだけは知っておきたいシリーズ

Basics of Labor Standards Act

これだけは知っておきたい
労働基準法
の基本と常識 **改訂版**

**残業、休日、解雇、就業規則など
人を雇うルールを実務的な切り口で解説!**

- 36(サブロク)協定の特別条項とは?
- ストレスチェック実施の流れ
- 女性活躍推進法による行動計画策定

アップル労働管理事務所 所長
吉田秀子(著)

法改正にすべて対応! [2017年3月まで]

**トラブル急増! 社員と
揉めたら会社が負ける!**

フォレスト出版

長時間労働 未払い残業 就業規則なし ハラスメント
うつ病 労災 有給休暇 労基署調査 フレックスタイム

**事業主・
人事担当者
必読!**

★総合労働相談⇒年間100万件以上(2015年)

発売日: 2017年4月21日

出版: フォレスト出版

著者: 吉田秀子

ページ: 247

PDF

【法改正に対応】社員とのトラブル急増！
会社が訴えられたら負ける

いまの時代、社員が会社を訴えたら
会社はほとんど負けてしまいます。
労働基準監督署の調査が入り、
裁判にでもなれば、会社規定の甘い企業やお店は
賠償金を払うケースが激増しています。

総合労働相談の件数は、2015年のデータで100万件以上。
こうした労働に関する相談が、
ひとたび訴訟となれば、会社の経営そのものが脅かされます。

労働争議となる原因の多くは、

- ・ 過重労働（長時間労働）
 - ・ 未払い残業
 - ・ 就業規則なしでの労働
- ・ ハラスメント（セクハラ・パワハラ等）
 - ・ うつ病
 - ・ 労災
- ・ 有給休暇、フレックスタイム未規定
- ・ 労基法の無視

こうした原因に会社に対処していかなければ、
現在では"ブラック企業"と言われかねません。
つまり、会社にとって絶対的に不利な状況となっているのです。

また、労基法改定により、
新しく誕生した法規定も解説していきます。

- ・ 未払い残業で訴えられない方法
- ・ 法律違反にならない就業規則
- ・ 労働基準監督署の調査への対応

改定部分では、

- ・ 36（サブロク）協定の特別条項
 - ・ ストレスチェック実施の流れ
- ・ 女性活躍推進法による行動計画策定 など

そのほか、「育児・介護休業法」や「労働安全衛生法」、
退職時のルールや労災が起きたときの対処、
割増賃金や法定休暇のルールなど、
知らなかったでは済まされない基本と常識が満載です。

「労働基準法」は、社長や人事担当者が押さえるべき
ポイントだけでも多岐にわたります。

労働トラブルが起こる前に、
ぜひとも備えておいていただきたい1冊です。

目次

第1章 労働基準法って何？

第2章 雇うときのルール

第3章 労働時間のルール

第4章 残業時間、割増賃金のルール

第5章 賃金のルール

1

第6章 年次有給休暇、法定休暇のルール

第7章 出産、育児、介護で休むルール

第8章 退職時のルール

第9章 労災が起きたときの対応

第10章 労働安全衛生法のポイント

1

第11章 就業規則、諸規程のルール

第12章 労基署の調査への対応

第13章 労働トラブルの対処法

巻末 索引

<https://k2s.cc/file/f08f89bc87a15/e6PZx1wVA.pdf.rar>